

○「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定案 新旧対照表

下線部が変更箇所

改定案	現行ガイドライン
<p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p> <p>令和*年*月*日</p> <p>公正取引委員会 総務省</p>	<p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p> <p>令和2年12月18日</p> <p>公正取引委員会 総務省</p>
<p>電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 (目次)</p> <p>[ I ~IV 略]</p>	<p>[同左]</p> <p>[ I ~IV 同左]</p>
<p>I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成</p> <p>第1 指針の必要性</p> <p>我が国においては、<u>デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。令和3年9月1日施行。）を制定し、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することとしている。</u></p> <p><u>同法において、「広く国民が低廉な料金で多様なサービスを利用することができるよう、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。」（第21条）こととされているなど、電気通信</u></p>	<p>I [同左]</p> <p>第1 [同左]</p> <p><u>現在、我が国においては、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ広範な経済社会構造の変化に的確に対応することが喫緊の課題となっているところ、電気通信事業分野は、その経済社会活動の基盤的な役割を担っているとともに、高度情報通信ネットワーク社会に向けて先導的な役割を果たしていくことが期待されている。</u></p> <p><u>このような電気通信事業分野の重要な役割も踏まえ、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号。平成13年1月6日施行。いわゆる「IT基本法」）において、「広く国民が低廉な料金で利用することができるよう、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。」（第17条）こととされているなど、電</u></p>

事業分野における公正な競争の促進は、政府全体としての重要な政策課題の一つとなっている。

我が国は、自由主義経済体制の下、事業者の公正かつ自由な競争に基づき、市場メカニズムを通じて、事業者の創意工夫を発揮させ、経済の活力ある発展を確保することを目指しており、規制改革の推進に併せて、競争の一般的ルールである独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））により事業者の競争制限行為を排除していくことが基本である。

他方、電気通信事業分野においては、

- ① 不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと、
- ② いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること、
- ③ 市場の変化や技術革新の速度が大変速いことといった事情がある。

このような電気通信事業分野の特殊性を前提にすれば、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制改革の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において、公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。

このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要となる。

この「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」は、独占

気通信事業分野における公正な競争を促進していくことが、政府全体としての重要な政策課題の一つとなっている。

我が国は、自由主義経済体制の下、事業者の公正かつ自由な競争に基づき、市場メカニズムを通じて、事業者の創意工夫を発揮させ、経済の活力ある発展を確保することを目指しており、規制緩和の推進に併せて、競争の一般的ルールである独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））により事業者の競争制限行為を排除していくことが基本である。

他方、電気通信事業分野においては、

- ① 不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと、
- ② いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること、
- ③ 市場の変化や技術革新の速度が大変速いことといった事情がある。

このような電気通信事業分野の特殊性を前提にすれば、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制緩和の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において、公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。

このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要となる。

この「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」は、独占

禁止法を所管する公正取引委員会と電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、作成したものである。本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係を巡る事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする観点からも有用であると考えられる。

公正取引委員会と総務省は、今後とも、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から、相互に連携しつつ、積極的に取り組んでいくこととする。

## 第2 指針の構成と基本的考え方

[1・2 略]

### 3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方

(1) 電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきたところであり、平成13年以降も、以下のような制度整備がされている。

[①～⑥ 略]

⑦ 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）において、モバイル市場の競争を促進するため、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みを是正する等の措置を講じている（同措置については、別途「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」を策定している）。

これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。

[(注9) 略]

[(注10) 略]

(2) 総務省は、次章以降において、電気通信事業法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、同法において市場支配的な電気通信

禁止法を所管する公正取引委員会と電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、作成したものである。本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係を巡る事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする観点からも有用であると考えられる。

公正取引委員会と総務省は、今後とも、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から、相互に連携しつつ、積極的に取り組んでいくこととする。

## 第2 [同左]

[1・2 同左]

### 3 [同左]

(1) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）において、モバイル市場の競争を促進するため、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みを是正する等の措置を講じている。

[同左]

[(注9) 同左]

[(注10) 同左]

(2) 総務省は、次章以降において、電気通信事業法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、同法において市場支配的な電気通信

事業者等に対する非対称規制の対象となる行為や、業務改善命令、契約約款変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為を類型化して例示することにより、同法の運用の一層の透明化を図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。

また、卸電気通信役務については、平成27年2月、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社における光回線の卸売サービスの提供の開始に際して策定・公表した「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」においても、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示しているところであり、本指針と併せて適用することとしている。なお、同卸売サービスの卸料金については、移動体通信におけるモバイル音声卸とともに、令和2年9月に策定・公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づき検証を実施している。

[(3) 略]

## II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

### 第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

#### 1 独占禁止法における考え方

(1) 固定系の電気通信設備には、電気通信役務を提供するに当たり必要不可欠であるものの、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められるボトルネック設備がある。

また、移動系の電気通信設備は、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なものと同様に認められるものではないものの、同種の設備を保有していたとしても、移動体通信サービスを行う際には市場において相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者と相互に接続しなければサービスの提供が困難と認められる場合がある。加えて、電波の割当てには限りがあることから、移動体通信事業には自ら設備を構築し電波の割当てを受けて参入することが行

事業者等に対する非対称規制の対象となる行為や、業務改善命令、契約約款変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為を類型化して例示することにより、同法の運用の一層の透明化を図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。

また、卸電気通信役務については、平成27年2月、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社における光回線の卸売サービスの提供の開始に際して策定・公表した「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」においても、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示しているところであり、本指針と併せて適用することとしている。

[(3) 同左]

## II [同左]

### 第1 [同左]

#### 1 [同左]

(1) 固定系の電気通信設備には、電気通信役務を提供するに当たり必要不可欠であるものの、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められるボトルネック設備がある。

また、移動系の電気通信設備は、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なものと同様に認められるものではないものの、同種の設備を保有していたとしても、移動体通信サービスを行う際には市場において相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者と相互に接続しなければサービスの提供が困難と認められる場合がある。加えて、電波の割当て枠に限りがあることから、移動体通信事業には自ら設備を構築し電波の割当てを受けて参入することが行

われにくいという現状があり、電波の割当てを受けていない事業者は、サービスの提供に当たり、電波の割当てを受けた事業者が保有する設備への接続が必要となる場合がある。

このため、固定通信においても移動体通信においても、電気通信事業者にとっては、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する特定の電気通信設備（以下「特定設備」という。）（注1）との接続（注2）が行えなかったり、接続の手続が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる場合がある。また、特定設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、特定設備への接続が一部の電気通信事業者にしかな行われない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。

〔注1〕 略

〔注2〕 略

〔(2) 略〕

## 2 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要

### (1) 電気通信設備の接続制度

電気通信設備の接続制度は、電気通信事業者間の交渉力の相違等に着眼して、優位な一方当事者によって他方当事者に著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることで、公正な競争及び利用者の利便を害することがないように、電気通信事業者間の円滑な接続を確保することを目的としている。そして、制度の概要は以下のようになっている。

〔ア 略〕

#### イ 指定電気通信設備制度

不可欠性・独占性を有する、あるいは相対的に多数の加入者を収容していること等から、公正な競争及び利用者利益の確保の観点から特別の接続規制が必要な電気通信設備については、電気通信事業法に基

われにくいという現状があり、電波の割当てを受けていない事業者は、サービスの提供に当たり、電波の割当てを受けた事業者が保有する設備への接続が必要となる場合がある。

このため、固定通信においても移動体通信においても、電気通信事業者にとっては、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する特定の電気通信設備（以下「特定設備」という。）（注1）との接続（注2）が行えなかったり、接続の手続が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる場合がある。また、特定設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、特定設備への接続が一部の電気通信事業者にしかな行われない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。

〔注1〕 同左

〔注2〕 同左

〔(2) 同左〕

## 2 〔同左〕

### (1) 〔同左〕

電気通信設備の接続の制度は、電気通信事業者間の交渉力の相違等に着眼して、優位な一方当事者によって他方当事者に著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることで、公正な競争及び利用者の利便を害することがないように、電気通信事業者間の円滑な接続を確保することを目的としている。そして、制度の概要は以下のようになっている。

〔ア 同左〕

#### イ 〔同左〕

不可欠性・独占性を有する、あるいは相対的に多数の加入者を収容していること等から、公正な競争及び利用者利益の確保の観点から特別の接続規制が必要な電気通信設備については、電気通信事業法に基



づき、総務大臣が指定を行う。総務大臣が指定を行う電気通信設備には、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備がある。

まず、第一種指定電気通信設備とは、固定系端末回線を相当な規模で有する電気通信事業者が設置する設備のうち、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠で独占性を有しているものであり、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する電気通信事業者に対し、接続約款の作成・認可・公表、機能をアンバンドルした形での接続、接続会計の整理・公表、特定の機能に関する接続料についてのLRIC（長期増分費用）方式による算定等を義務付けている。

次に、第二種指定電気通信設備とは、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容しているものであり、移動体通信市場が電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場であるため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する電気通信事業者に対し、接続約款の作成・届出・公表、機能をアンバンドルした形での接続、接続会計の整理・公表等を義務付けている。

[ウ 略]

[(2)・(3) 略]

### 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

#### (1) 独占禁止法上問題となる行為

##### ア 特定設備との接続に係る行為

[略]

##### ① [略]

(注6) 接続に関連する費用には、網改造料、工事費、手続費、端末接続試験費、接続に際し提供される特定事業者に係るプロフィールが記録されたSIMや設備の費用等を含む。

[(注7) 略]

[(注8) 略]

[(注9) 略]

づき、総務大臣が指定を行う。総務大臣が指定を行う電気通信設備には、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備がある。

まず、第一種指定電気通信設備とは、固定系端末回線を相当な規模で有する地域ネットワーク設備であり、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠で独占性を有しているため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する電気通信事業者は、接続約款の作成・認可・公表、アンバンドルした形での接続、接続会計の整理・公表、特定の機能に関する接続料についてのLRIC（長期増分費用）方式による算定等が義務付けられている。

次に、第二種指定電気通信設備とは、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容しているものであり、移動体通信市場が電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場であるため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、それを設置する電気通信事業者は、接続約款の作成・届出・公表、アンバンドルした形での接続、接続会計の整理・公表等が義務付けられている。

[ウ 同左]

[(2)・(3) 同左]

### 3 [同左]

#### (1) [同左]

##### ア [同左]

[同左]

##### ① [同左]

(注6) 接続に関連する費用には、網改造料、工事費、手続費、端末接続試験費、接続に際し提供されるSIMカードや設備の費用等を含む。

[(注7) 同左]

[(注8) 同左]

[(注9) 同左]

<想定例>

[略]

[② 略]

[イ・ウ 略]

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

[ア・イ 略]

ウ 接続約款変更命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る届出接続約款について接続料又は接続条件が公共の利益の増進に支障があると認めるとき又は第二種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について次のいずれかに該当すると認めるときは、当該接続約款の変更命令が発動される(電気通信事業法第33条第8項、第34条第3項)。

(例)

- ① 接続約款において、標準的接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき
- ② 接続約款において、総務省令で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていないとき
- ③ 接続約款において、他の電気通信事業者との責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき
- ④ 接続約款において、利用者料金の設定事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき(特段の事情なく、当該利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該利用者料金の設定事業者として定められていないときは、適正に定められていないと判断される)
- ⑤ 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の9の5第1項各号に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき

[同左]

[同左]

[② 同左]

[イ・ウ 略]

(2) [同左]

[ア・イ 同左]

ウ [同左]

第一種指定電気通信設備との接続に係る接続約款のうち届出とされているもの又は第二種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について、以下のような場合において、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該接続約款の変更命令が発動される(電気通信事業法第33条第8項、第34条第3項)。

[同左]

- ① 接続約款において、標準的接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていない場合
- ② 接続約款において、総務省令で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていない場合
- ③ 接続約款において、他の電気通信事業者との責任に関する事項が適正かつ明確に定められていない場合
- ④ 接続約款において、利用者料金の設定事業者の別が適正かつ明確に定められていない場合

[新設]

⑥ 接続約款において、能率的経営の下での適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超える接続料を設定しているとき

⑦ 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき

⑧ 接続約款において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをしているとき

[エ 略]

[第2 略]

第3 電気通信役務の提供に関連する分野

[1 略]

2 電気通信事業法における料金その他の提供条件に関する制度の趣旨と概要

[(1)・(2) 略]

(3) 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する制度

固定系端末回線を相当な規模で有し、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な第一種指定電気通信設備及び電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場である移動体通信市場において、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容している第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務については、料金その他の提供条件の適正性、公平性及び一定の透明性を確保する観点から、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときに、その旨、卸電気通信役務の種類、一定の要件を満たす電気通信事業者に対する料金その他の提供条件等の届出を義務付けている。

⑤ 接続約款において、能率的経営の下での適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超える接続料を設定している場合

⑥ 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものである場合

⑦ 接続約款において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをしている場合

[エ 同左]

[第2 同左]

第3 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

固定系端末回線を相当な規模で有し、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な第一種指定電気通信設備及び電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場である移動体通信市場において、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容している第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務については、料金その他の提供条件の適正性、公平性及び一定の透明性を確保する観点から、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときに、その旨、卸電気通信役務の種類、一定の要件を満たす電気通信事業者に対する料金その他の提供条件等の届出を義務付けている。



第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務は、契約約款によらずに、その提供の相手方と合意した料金その他の提供条件により提供することが可能であるが、業務改善命令のほか、第一種指定電気通信設備を用いる指定電気通信役務については(2)の制度が適用され、禁止行為の停止・変更命令の要件に該当する場合には、これらの命令の発動ができることとされている。(電気通信事業法第29条第1項及び第30条第5項)。

(4) (1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務に関する制度

(1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務については、契約約款によらずにその提供の相手方と合意した料金その他の提供条件により提供することが可能である。

ただし、当該契約については、

[(ア)～(ク) 略]

(ク) 卸電気通信役務(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いるものを除く。)の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他その業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき、

[(コ) 略]

は、業務改善命令を発動できることとされている。(電気通信事業法第29条第1項)。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為

[ア 略]

イ 電気通信事業法上問題となる行為

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については 業務改善命令が発動される(電気通信事業法第29条第1

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務は、契約約款によらずに、その提供の相手方と合意した料金その他の提供条件により提供することが可能であるが、第一種指定電気通信設備を用いる指定電気通信役務については(2)の制度が適用されるほか、業務改善命令や禁止行為の停止・変更命令の要件に該当する場合には、これらの命令の発動ができることとされている。(電気通信事業法第29条第1項及び第30条第5項)。

(4) [同左]

[同左]

[(ア)～(ク) 同左]

(ク) 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他その業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき (卸電気通信役務の提供に係るものに限る。)、

[(コ) 同左]

は、業務改善命令を発動できることとされている。(電気通信事業法第29条第1項)。

3 [同左]

(1) [同左]

[ア 同左]

イ [同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については 業務改善命令が発動される。(電気通信事業法第29条

項第2号から第7号まで。

[a～c 略]

d 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき  
(例)

[削除]

- ① 契約回線数その他の利用条件が同一であるにもかかわらず、取引先や子会社等であることを理由として、特定の利用者に対し他の利用者と比較して著しく低い料金を設定すること。
- ② 相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしていること。
- ③ 2以上の端末に対して同一の電気通信番号を使用させる際に、当該端末について技術的に同一の電気通信事業者が電気通信役務を提供する必要があるなどの合理的な理由なく、特定の端末向けのサービスへの加入に当たり、当該サービスと直接関係のない他のサービスへの加入を条件として設定すること。
- ④ 役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しないこと。

[e 略]

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき  
(例)

[①～⑬ 略]

- ⑭ 固定ブロードバンドサービス(注47)の利用の開始に当た

第1項第2号から第7号まで)

[a～c 同左]

d [同左]

[同左]

- ① 固定発→携带着通話料金と携帯発→固定着通話料金について、著しい料金格差が存在し、相当期間経過後も当該格差が縮小又は解消しないこと。
- ② 契約回線数その他の利用条件が同一であるにもかかわらず、取引先や子会社等であることを理由として、特定の利用者に対し他の利用者と比較して著しく低い料金を設定すること。
- ③ 相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしていること。
- ④ 2以上の端末に対して同一の電気通信番号を使用させる際に、当該端末について技術的に同一の電気通信事業者が電気通信役務を提供する必要があるなどの合理的な理由なく、特定の端末向けのサービスへの加入に当たり、当該サービスと直接関係のない他の端末向けのサービスへの加入を条件として設定すること。
- ⑤ 役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しないこと。

[e 同左]

f [同左]

[同左]

[①～⑬ 同左]

- ⑭ 固定ブロードバンドサービス(注47)の利用の開始に当た

って必要となる工事費（GPS付据え置き型Wi-Fiルータの端末代金を含む。以下同じ。）の分割支払いについて、期間拘束契約の期間を超える分割支払い回数しか提供しないこと。

〔注47〕 略〕

〔15～17〕 略〕

なお、例えば、長期契約による割引、ボリュームディスカウント、一定期間の無料キャンペーン、複数のサービスのセット割引等のサービスを提供しており、これによって他の事業者の事業活動が特段困難になっているとは認められないような場合には、一般的には本号に該当しないと考えられる。

(エ) 電気通信事業者が以下のような適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、業務改善命令が発動される。（電気通信事業法第29条第1項第12号）

(例)

① そのサービス提供に必要な事業資金を調達するために虚偽のネットワーク構成等を説明してサービス提供しているとき。

② 検索しても解約方法を説明するページが表示されないように設定するなど、解約時に必要な情報を利用者が見つけづらくすること。

③ オンライン手続について、合理的な理由なく、24時間受付としないこと。

(2) セット提供等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

〔略〕

〔① 略〕

② 〔略〕

って必要となる工事費の分割支払いについて、期間拘束契約の期間を超える分割支払い回数しか提供しないこと。

〔注47〕 同左〕

〔15～17〕 同左〕

〔同左〕

(エ) 〔同左〕

〔同左〕

○ 電気通信事業者がそのサービス提供に必要な事業資金を調達するために虚偽のネットワーク構成等を説明してサービス提供しているとき。

〔新設〕

〔新設〕

(2) 〔同左〕

ア 〔同左〕

〔同左〕

〔① 同左〕

② 〔同左〕

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己のF T T Hサービスと電気やガスをセット提供する場合において、当該F T T Hサービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該F T T Hサービスの料金を設定すること（名目上は電気やガスの料金が割安となる場合であっても、実質的にはF T T Hサービスの料金を割り引いていると認められる場合も含む。）。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、固定系電気通信事業者からF T T Hサービスの卸提供を受け、自己の携帯電話サービスとF T T Hサービスをセット提供する場合において、当該携帯電話サービスの費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定し、又は当該F T T Hサービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該F T T Hサービスの料金を設定したり、携帯電話サービスとF T T Hサービスの提供に要する費用を合算した費用を著しく下回る水準で全体の料金を設定したりすること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、携帯電話サービスと電気やガスをセット提供する場合において、当該携帯電話サービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定すること（名目上は電気やガスの料金が割安となる場合であっても、実質的には携帯電話サービスの料金を割り引いていると認められる場合も含む。）。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、自ら又は端末設備の販売業者を通じて端末設備を提供するに当たり、自己の携帯電話サービスの提供を受けなくても端末設備の割引を受けられるにもかかわらず、自己の携帯電話

[同左]

- [同左]

- [同左]

- [同左]

[新設]

サービスの利用が条件ではないことを分かりづらく表示すること又はその旨を積極的に周知しないことにより、大半の利用者に端末設備の購入のみでは割引を受けられないと認識させて、事実上、自己の携帯電話サービスと端末設備のセット販売と評価できるような条件で、端末設備の供給に要する費用を著しく下回る水準で端末設備の大幅な値引きを行うこと。

[イ 略]

(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

[略]

[①・② 略]

③ [略]

[(注5 2) 略]

(注5 3) 例えば、特定事業者に係るプロフィールが記録されたSIMに対してのみ端末設備が動作するよう設定された端末上の制限(以下「SIMロック」という。)を設定し、不当に他の電気通信事業者の電気通信役務を利用できなくすることがこれに当たる。

なお、不適切な行為を防止するための必要最小限の措置と認められる場合には不当な行為に該当しない。

<想定例>

[略]

[④ 略]

[イ 略]

[(4)・(5) 略]

[第4 略]

第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

[1・2 略]

[イ 同左]

(3) [同左]

ア [同左]

[同左]

[①・② 同左]

③ [略]

[(注5 2) 同左]

(注5 3) 例えば、特定のSIMカードを取り付けた場合にのみ端末設備が動作する設定をし、不当に他の電気通信事業者の電気通信役務を利用できなくすることがこれに当たる。

なお、不適切な行為を防止するための必要最小限の措置と認められる場合には不当な行為に該当しない。

[同左]

[同左]

[④ 同左]

[イ 同左]

[(4)・(5) 同左]

[第4 同左]

第5 [同左]

[1・2 同左]



3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 電気通信設備の製造に関連する分野における行為  
[略]

[①・② 略]

- ③ 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者に対して、自ら指定した電気通信設備のみを製造させること(競争事業者の電気通信役務に適合しないような電気通信設備を製造させることを含む)、競争事業者の電気通信設備を製造させないこと、競争事業者等の顧客への電気通信設備の販売時期を遅らせるように指示すること又は競争事業者等への電気通信設備の販売量を一定量以下とすることを指示することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、拘束条件付取引等)。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備を調達する際に、端末設備の製造業者に対して、自己又は自己のネットワークを利用する移動体電気通信事業者向けの端末設備のみ製造することを条件とすること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備を調達する際に、端末設備の製造業者に対して、新規参入する移動体電気通信事業者の電気通信役務には対応しないことを条件とすること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の製造業者に対して、自ら指定した端末設備と同機種 of SIMロックを設定していない端末設備(いわゆるSIMフリー端末)を端末設備の製造業者が販売する場合に、競争事業者等の顧客への発売時期を遅らせるように指示するこ

3 [同左]

(1) [同左]

ア [同左]  
[同左]

[①・② 同左]

- ③ 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者に対して、自ら指定した電気通信設備のみを製造させ、又は競争事業者の電気通信設備を製造させないことにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、拘束条件付取引等)。

[同左]

- [同左]

[新設]

[新設]

と又は販売量を一定量以下とするように指示すること。

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、セルラー方式の腕時計型ウェアラブル端末の製造業者に対して、競争事業者に当該端末設備を供給しないよう指示すること。

イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為

(7) 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

① [略]

<想定例>

○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対する以下の一連の行為により、端末設備の販売価格を拘束すること。

- ・ 端末価格の割賦払いの上限額を設定し、当該上限額と当該移動体電気通信事業者のオンライン直販価格及び端末設備の販売業者の仕入価格を同額とすること
- ・ 端末設備を割賦払いの上限額を上回る金額で販売しないよう要請すること
- ・ 後日、端末設備の販売業者に支払う各種支援金等の額を予測できないようにすることにより、端末設備の販売業者が当該移動体電気通信事業者のオンライン直販価格を下回る販売価格を設定できないようにすること

[② 略]

- ③ 端末設備の販売業者に対して、自己若しくは自己の指定する事業者の商品・サービスを顧客に提供することを強制し(注80)、又は他の事業者の商品・サービスを顧客に提供することを禁止することにより、当該商品・サービスを提供する他の事業者の事業活動を困難にさせること(私的独占、拘束条件付取引等)(注81)。

[新設]

イ [同左]

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

① [同左]

[新設]

[新設]

[② 同左]

③ [同左]

〔注80〕 略

〔注81〕 略

<想定例>

○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、自己又は自己の関係事業者の電気通信役務を顧客に提供することと併せて自己又は自己の指定する事業者のコンテンツを顧客に提供することを強制し、他のコンテンツプロバイダーのコンテンツを顧客に提供することを禁止すること。

○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、商品・サービスの安全性の確保、品質の保持、商標の信用の維持等、当該商品・サービスの適切な販売のための合理的な理由がないにもかかわらず、自己又は自己の指定する事業者の商品・サービスを顧客に提供することを強制し、他の事業者が提供する同様の商品・サービスを顧客に提供することを禁止すること。

(イ) 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

○ 端末設備の販売業者に対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること（優越的地位の濫用）。

<想定例>

○ 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、サービスを的確に実施するために必要な限度を超えて、契約変更に関し、端末設備の販売業者と十分に協議することなく、一方的に、各種支援金等の支払基準となる契約件数等の販売目標の引上げ、評価ランク・評価方法の不利益変更を行うこと。

〔注80〕 同左

〔注81〕 同左

〔同左〕

〔同左〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔(2) 略〕

【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為等）  
〔略〕

1 制度の趣旨及び概要

〔(1) 略〕

(2) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その第一種指定電気通信設備のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）から、特に大きな市場支配力を有しており、それを背景とした反競争的な行為を行った場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きい。

このため、電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、(1)②アからウまでの行為を禁止する他、

〔① 略〕

② 〔略〕

〔(注3) 略〕

(注4) 「ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない」（電気通信事業法第31条第2項ただし書）とされており、具体的には、以下の理由がある場合には、やむを得ない理由があるものとされる。

(1) 他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあること（電気通信事業法施行規則第22条の6）。

(2) 〔略〕

〔(注5) 略〕

これらのうち、①の規制に違反する行為、及び業務を受託した子会社等が行う②に掲げる行為に対しては、行為の停止・変更命令、又は当該

〔(2) 同左〕

【再掲】 〔同左〕  
〔同左〕

1 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 〔同左〕

〔① 同左〕

② 〔同左〕

〔(注3) 同左〕

(注4) 〔同左〕

(1) 他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあること（電気通信事業法施行規則 [\(昭和60年郵政省令第25号\)](#) 第22条の6）。

(2) 〔略〕

〔(注5) 同左〕

〔同左〕

行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同条第4項）。

また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、これらの義務の遵守状況を確認する観点から、毎年、これらの義務の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項を総務大臣に報告することが義務付けられている（同条第8項）。

[2 略]

### III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

[1 略]

#### 2 その他電気通信事業者が採ることが望ましい行為

[(1)～(5) 略]

#### (6) 固定ブロードバンドサービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減

##### ア 工事費等相当額の割引やキャッシュバックの提供期間

工事費等相当額を分割して月額料金からの割引を行ったり、毎月キャッシュバックを付与したりする場合において、当該割引やキャッシュバックが期間拘束契約の期間を超えて継続的に提供される場合、利用者の過度な囲い込みとして機能する可能性があることから、工事費等相当額の割引やキャッシュバックは、期間拘束契約の期間内に利用者がその全額を享受できるようにすることが望ましい。

[イ 略]

[IV 略]

[表 略]

[別表1 略]

[別表2 略]

[2 同左]

### III [同左]

[1 同左]

#### 2 [同左]

[(1)～(5) 同左]

#### (6) [同左]

##### ア 工事費相当額の割引やキャッシュバックの提供期間

工事費相当額を分割して月額料金からの割引を行ったり、毎月キャッシュバックを付与したりする場合において、当該割引やキャッシュバックが期間拘束契約の期間を超えて継続的に提供される場合、利用者の過度な囲い込みとして機能する可能性があることから、工事費相当額の割引やキャッシュバックは、期間拘束契約の期間内に利用者がその全額を享受できるようにすることが望ましい。

[イ 同左]

[IV 同左]

[表 同左]

[別表1 同左]

[別表2 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。また、ページ番号や注番号その他の形式的な修正を行った。